

# 社内報

第311号

2026.09.30発行

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 本 社       | TEL 072-967-6671 FAX 072-967-7532 |
| 東大阪物流センター | TEL 072-967-7361 FAX 072-967-7152 |
| 泉大津物流センター | TEL 0725-23-7791 FAX 0725-23-7792 |
| 桶 川 営 業 所 | TEL 048-786-5831 FAX 048-786-5832 |
| ロ ジ ス 東 京 | TEL 048-598-5190 FAX 048-593-2120 |
| 埼玉物流センター  | TEL 048-984-6131 FAX 048-984-6132 |
| 行田物流センター  | TEL 048-577-4131 FAX 048-577-4132 |
| 伊賀物流センター  | TEL 0595-45-9511 FAX 0595-45-9512 |
| 福岡物流センター  | TEL 092-957-4011 FAX 092-957-4012 |

朝夕によりやく涼しさが出てきました。9月末で55期が終わります。この一年、皆さまに安全に走り切っていただき、ありがとうございます。

これからの季節で気をつけたいのは、日が落ちるのが早くなることです。夕方の一時間は歩行者や自転車がいちばん見えにくくなり、死亡事故が最も多い時間帯です。早めのライト点灯と、一段落とした速度を意識してください。

10月から56期が始まります。年末に向けて荷動きも増えます。急ぐ日ほど、出発前のひと呼吸を大切にしてください。

## 本社からのお知らせ①

2026年10月から、パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります。「月額賃金8.8万円以上」という条件が撤廃され、①週20時間以上の勤務、②2か月を超える雇用の見込み、③学生でない、の3つに当てはまる方が加入対象となります。

保険料の負担は生じますが、将来の年金額が増え、傷病手当金などの給付も受けられます。対象となる方には個別にご案内します。

## 本社からのお知らせ②

年末調整の時期が近づきました。書類は11月に配布します。令和8年分は基礎控除の引き上げなどにより申告書の様式が変わっており、昨年の用紙は使えません。必ず配布する令和8年分の様式にご記入ください。

19歳以上23歳未満のお子さまを扶養されている方向けに「特定親族特別控除」の欄が新設されています。ご不明な点は本社総務まで。

## エコドライブ実践のお願い

| 車格  | 台数 | 平均燃費実績  |
|-----|----|---------|
| 1t  | 7  | 6.0km/l |
| 2t  | 6  | 6.9km/l |
| 3t  | 4  | 6.1km/l |
| 4t  | 13 | 6.3km/l |
| 8t  | 2  | 5.2km/l |
| 15t | 2  | 2.6km/l |

## エコドライブ実践ポイント

- ・ 急発進・急ブレーキの回避
- ・ アイドリングストップの徹底
- ・ 適切なギアチェンジ
- ・ エアコンの効率的な使用
- ・ タイヤの空気圧管理
- ・ 不要な荷物の整理
- ・ 定期的な車両点検
- ・ こまめな休憩と水分補給

## 拠点別無事故日数累計 (2026.9.20付)

| 福岡     | 泉大津  | 行田  | 東大阪  |
|--------|------|-----|------|
| 2,049日 | 512日 | 80日 | 187日 |
| 埼玉     | 伊賀   |     |      |
| 252日   | 428日 |     |      |

## 【9月1日から変わりました】生活道路は30km/h ～ 生活道路・薄暮時間帯・左折時の巻き込み・後退時の事故防止 ～

【生活道路の法定速度が変わりました】

Q1. 2026年9月1日から、ある道路の法定速度が変わりました。何km/hになった？  
30km/hです。改正道路交通法施行令が9月1日に施行され、「生活道路」の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられました。速度標識が立っていないなくても、条件に当てはまる道路なら上限30km/hです。一般道のおよそ7割が該当するとされています。

【対象になる道の見分け方】

Q2. では「生活道路」はどう見分ける？  
中央線（センターライン）や車両通行帯の区分がない一般道路が対象です。住宅街や学校・公園の周りの細い道を思い浮かべてください。目安は「線が引かれていない道に入ったら30km/h」。標識がないことは、速度制限がないという意味ではありません。迷ったら落とす、が安全です。

【納品先での実務】

Q3. 納品先が住宅街の奥。「短い距離だし」と40km/hで走ったら？  
速度超過になります。標識がないから取り締まられないだろう、は通用しません。当社の業務は納品先が住宅街の奥にあるケースが多く、まさにこの改正がいちばん効いてくる場面です。加えて、そうした道は歩行者・自転車・子どもが最も多い場所でもあります。構内と同じ気持ちで、最後の数百メートルこそ速度を落としてください。

【薄暮時間帯】

Q4. 日没前後1時間の「薄暮時間帯」。歩行者の死亡事故が最も多いのはこの時間帯？  
そのとおりです。日の入り前後1時間は、自動車と歩行者の死亡事故が一年でもっとも多く発生する時間帯です。秋から冬は日没が早まり、この時間が夕方の配送ピークと重なります。ライトは日没を待たずに早めに点灯を。自分が見るためだけでなく、相手に気づいてもらうためのライトです。

【左折時の巻き込み】

Q5. 交差点を左折するとき、いちばん注意すべき相手は？  
左側方の自転車・二輪車です。左折前にあらかじめ左端に寄せて後続の進入スペースをなくし、ミラーと目視（直接確認）の両方で確認します。大型車ほど内輪差が大きく、死角も広がります。ミラーだけの確認は、巻き込み事故の典型パターンです。

【後退時の事故防止】

Q6. 後退（バック）時の事故を防ぐのに、いちばん効果があるのは？  
「降りて確認する」ことです。構内・納品先での事故の多くは後退時に起きています。バックモニターやミラーにも死角は残ります。面倒でも一度降りて後方と左右を目で見る、可能なら誘導をつける。わずか30秒の手間です。

### ◆ 今月のポイントまとめ

- ① 9月1日から生活道路の法定速度が30km/h → 標識がなくても適用
- ② 生活道路の見分け → 中央線・車両通行帯のない一般道路。一般道の約7割
- ③ 住宅街の納品先 → 最後の数百メートルこそ速度を落とす
- ④ 薄暮時間帯（日没前後1時間）は歩行者の死亡事故が最多 → 早めのライト点灯
- ⑤ 左折時 → 左端に寄せて、ミラーと目視の両方で確認
- ⑥ 後退時 → 面倒でも降りて確認。可能なら誘導をつける
- ⑦ 迷ったら速度を落とす・迷ったら降りる → 30秒を惜しまない
- ⑧ 迷ったら報告 → 隠さない・無理をしないが最優先